	東桜町
	北之辺町
	九軒町
	染殿町
	扇町
	新夷町
	栄町
	大猪熊町
	真如堂前町
	大宮町
	米屋町
	真如堂突抜町
	梶井町
	亀屋町
	出水町
	袋町
	真町
	上之町
	中之町
	南町
	俵屋町
	枡屋町
	高島町（市道鹿ケ谷嵐山線「丸太町通」より北側部分に限る。）
	上生洲町
	中御霊町
	大原口町
	大原口突抜町
京都市左京区	吉田下阿達町（市道梅津東山七条線「川端通」より西側部分に限る。）
	吉田河原町（市道梅津東山七条線「川端通」より西側部分に限る。）
	吉田上阿達町（市道梅津東山七条線「川端通」より西側部分に限る。）
	東丸太町（市道梅津東山七条線「川端通」より西側部分に限る。）
	聖護院川原町（市道梅津東山七条線「川端通」より西側部分に限る。）
	田中下柳町（市道梅津東山七条線「川端通」より西側部分、柳通より南側部分に限る。）
	下鴨宮河町（下鴨西通より西側部分、市道柳通より南側部分に限る。）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

五　龍安寺周辺地域

期間	地域	
平成二十三年十二月十八日午前九時から午後一時まで	京都市右京区	御室住吉山町
		龍安寺山田町
		御室大内（市道衣笠宇多野線より南側部分、府道花園停車場御室線より東側に限る。）
		龍安寺御陵ノ下町
		龍安寺住吉町
		龍安寺池ノ下町
		龍安寺衣笠下町
		龍安寺塔ノ下町
		龍安寺玉津芝町
		龍安寺西ノ川町（京福電気鉄道北野線より北側部分に限る。）
		龍安寺五反田町
		龍安寺斎宮町
		龍安寺朱山
		御室竪町（府道銀閣寺宇多野線より北側部分に限る。）
		谷口円成寺町（府道銀閣寺宇多野線より北側部分に限る。）
		花園円成寺町（府道銀閣寺宇多野線より北側部分に限る。）
		花園天授ヶ岡町（府道銀閣寺宇多野線より北側部分に限る。）
	京都市北区	等持院北町
		衣笠衣笠山町

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

○国税庁告示第三十三号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でできる事務所を定める件（平成十三年国税庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十六日

国税庁長官　川北　力

八雲税務署の項中「出雲町六十番地」を「相生町百八番地八」に改め、大船渡税務署の項中「下館下七番地二十二」を「宇津野沢八番地一」に改め、米沢税務署の項中「九号」を「五号」に改め、須賀川税務署の項中「九十六番地」を「五十九番地の二十五」に改め、宇都宮税務署の項中「昭和二丁目一番七号」を「本町十番六号」に改め、長岡税務署の項中「南町三丁目九番一号」を「千歳一丁目三番八十八号」に改め、大森税務署の項中「品川区南大井六丁目二十六番二号　大森ベルポートB館」を「大田区中央七丁目四番十八号」に改め、西条税務署の項中「栄町七番六十四号」を「昭和町十六番八号」に改め、高知税務署の項中「本町五丁目六番十五号」を「栄田町二丁目二番十号」に改め、若松税務署の項中「白山一丁目二番三号」を「本町一丁目十四番十二号」に改める。

○国税庁告示第三十四号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金でできる事務所を定める件（平成十七年国税庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十六日

国税庁長官　川北　力

八雲税務署の項中「出雲町六十番地」を「相生町百八番地八」に改め、大船渡税務署の項中「下館下七番地二十二」を「宇津野沢八番地一」に改め、米沢税務署の項中「九号」を「五号」に改め、須賀川税務署の項中「九十六番地」を「五十九番地の二十五」に改め、宇都宮税務署の項中「昭和二丁目一番七号」を「本町十番六号」に改め、長岡税務署の項中「南町三丁目九番一号」を「千歳一丁目三番八十八号」に改め、大森税務署の項中「品川区南大井六丁目二十六番二号　大森ベルポートB館」を「大田区中央七丁目四番十八号」に改め、西条税務署の項中「栄町七番六十四号」を「昭和町十六番八号」に改め、高知税務署の項中「本町五丁目六番十五号」を「栄田町二丁目二番十号」に改め、若松税務署の項中「白山一丁目二番三号」を「本町一丁目十四番十二号」に改める。

○農林水産省告示第二千三百八十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、小型捕鯨業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同項の規定に基づき公示する。

平成二十三年十二月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数

船舶の総トン数別の区分	隻数
次に掲げる船舶 一　旧トン数適用船舶であって四十八トン未満のもの 二　旧トン数適用船舶以外の船舶であって四十トン未満のもの	九

備考　旧トン数適用船舶とは、昭和五十七年七月十七日以前に建造され、又は建造に着手された船舶（同月十八日以降に船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕が行われた船舶を除く。）をいう。